

第 27 号議案

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の件

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例

神戸市立学校設置条例（昭和 39 年 3 月条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																														
<p style="text-align: center;">（名称及び位置）</p> <p>第 3 条 市立学校の名称及び位置は、別表 1 から <u>別表 6</u> までに掲げるものとする。</p> <p>別表 2（第 3 条関係） 小学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th colspan="2" style="width: 75%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立西灘小学校</td> <td style="text-align: center;">船寺通 3 丁目 4 番 1 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市立西灘小学校	船寺通 3 丁目 4 番 1 号		[略]	[略]		<p style="text-align: center;">（名称及び位置）</p> <p>第 3 条 市立学校の名称及び位置は、別表 1 から <u>別表 7</u> までに掲げるものとする。</p> <p>別表 2（第 3 条関係） 小学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th colspan="2" style="width: 75%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立西灘小学校</td> <td style="text-align: center;">船寺通 3 丁目 4 番 2 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市立西灘小学校	船寺通 3 丁目 4 番 2 号		[略]	[略]	
名称	位置																														
[略]	[略]	[略]																													
[略]	[略]	[略]																													
神戸市立西灘小学校	船寺通 3 丁目 4 番 1 号																														
[略]	[略]																														
名称	位置																														
[略]	[略]	[略]																													
[略]	[略]	[略]																													
神戸市立西灘小学校	船寺通 3 丁目 4 番 2 号																														
[略]	[略]																														

[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
神戸市立道場小学校		[略]
[略]		[略]
[略]	[略]	[略]

別表 3 (第 3 条関係) 中学校

名称	位置	
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
神戸市立北神戸中学校		[略]
[略]		[略]
[略]	[略]	[略]

別表 4 (第 3 条関係) 義務教育学校

名称	位置	
神戸市立義務教育学校 港島学園	[略]	[略]
神戸市立義務教育学校 八多学園	神戸市 北区	八多町附物 876

[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
神戸市立道場小学校		[略]
神戸市立八多小学校		八多町附物 876
[略]		[略]
[略]	[略]	[略]

別表 3 (第 3 条関係) 中学校

名称	位置	
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
神戸市立北神戸中学校		[略]
神戸市立八多中学校		八多町附物 876
[略]		[略]
[略]	[略]	[略]

別表 4 (第 3 条関係) 義務教育学校

名称	位置	
神戸市立義務教育学校 港島学園	[略]	[略]

別表 7 (第 3 条関係) 高等専門学校

	<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> <tr> <td>神戸市立工業高等専門学校</td> <td>神戸市西区学園東町8丁目3番地</td> </tr> </table>	名称	位置	神戸市立工業高等専門学校	神戸市西区学園東町8丁目3番地
名称	位置				
神戸市立工業高等専門学校	神戸市西区学園東町8丁目3番地				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表2神戸市立西灘小学校の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(職員退職手当金条例の一部改正)

- 2 神戸市職員退職手当金条例（昭和24年9月条例第147号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。  
(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。  
(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第6条 当分の間、第9条第1項の規定は、60歳（神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号）第1条の規定による改正前の神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号。以下「令和5年旧</p>	<p>附 則</p> <p>第6条 当分の間、第9条第1項の規定は、60歳（神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号）第1条の規定による改正前の神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号。以下「令和5年旧</p>

職員定年条例」という。)第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第9条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第8条の規定の適用については、同条第1項中「次条」とあるのは、「次条及び附則第6条」とする。

第7条 前条の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 令和5年旧職員定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員

(2) [略]

職員定年条例」という。)第3条第2号及び第4号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第9条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第8条の規定の適用については、同条第1項中「次条」とあるのは、「次条及び附則第6条」とする。

第7条 前条の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 令和5年旧職員定年条例第3条第1号及び第3号に掲げる職員に相当する職員

(2) [略]

(学校の授業料等に関する条例の一部改正)

3 神戸市立学校の授業料等に関する条例(昭和25年12月条例第220号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条 神戸市立学校の授業料及び保育料並びに入学選抜料及び入学金（以下「授業料等」という。）に関しては、この条例の定めるところによる。	第 1 条 神戸市立学校の授業料、 <u>聴講料、研究料</u> 及び保育料並びに入学選抜料及び入学金（以下「授業料等」という。）に関しては、この条例の定めるところによる。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

第2条 授業料等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 削除

(2)、(3) [略]

2 授業料及び保育料は、次の区分によって納付しなければならない。

(1) 削除

改正前

第2条 授業料等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 高等専門学校

種別	学生	科目等履修生	聴講生	研究生	備考	
授業料	234,600円	6,200円	—	—	学生にあつては年額とし、科目等履修生にあつては1単位当たりとする。	
聴講料	—	—	6,200円	—	1単位当たりとする。	
研究料	—	—	—	12,700円	月額とする。	
入学選抜料	16,500円	4,900円	4,900円	4,900円		
入学 金	本市住民 及びその 子弟	28,200円	2,800円	2,800円	8,300円	「本市住民」とは、入学の日の1年前から引き続き本市に住所を有する者をいう。「その子弟」とは、本市住民の配偶者又は2親等内の親族をいう。
	その他の 者	84,600円	8,400円	8,400円	25,100円	

(2)、(3) [略]

2 授業料、聴講料、研究料及び保育料は、次の区分によって納付しなければならない。

(1) 高等専門学校

種別	学期別	納付すべき額	納付期限	
授業料	学生	前期	年額の2分の1に相当する額	8月末日
		後期	年額の2分の1に相当する額	12月末日
	科目等 履修生		単位当たり授業料に受講単位数を乗じて得た額	5月末日

(2)、(3) [略]  
3 [略]

聴講料		単位当たり聴講料に受講単位数 を乗じて得た額	5月末日
研究料	前期	月額研究料に在学月数を乗じて 得た額	5月末日
	後期	月額研究料に在学月数を乗じて 得た額	10月末日

(2)、(3) [略]  
3 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第5条の2 高等学校において就学支援金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金をいう。）の支給を受ける受給権者（同法第5条第1項に規定する受給権者をいう。）についての<u>第2条第2項第2号</u>、第4条第1項及び第5条第1項の規定の適用については、<u>第2条第2項第2号</u>中「年額」とあるのは「年額から当該年額に対応して支給される第5条の2に規定する就学支援金の額を控除した額」と、第4条第1項及び第5条第1項中「<u>得た額</u>」とあるのは「<u>得た額</u>から当該期間に対応して支給される第5条の2に規定する就学支援金の額を控除した額」とする。</p>	<p>第5条の2 <u>高等専門学校及び高等学校</u>において就学支援金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金をいう。）の支給を受ける受給権者（同法第5条第1項に規定する受給権者をいう。）についての<u>第2条第2項第1号及び第2号</u>、第4条第1項及び第5条第1項の規定の適用については、<u>第2条第2項第1号の表授業料の項及び第2号</u>中「年額」とあるのは「年額から当該年額に対応して支給される第5条の2に規定する就学支援金の額を控除した額」と、第4条第1項及び第5条第1項中「<u>得た額</u>」とあるのは「<u>得た額</u>から当該期間に対応して支給される第5条の2に規定する就学支援金の額を控除した額」とする。</p>

第 6 条 [略]

2 [略]

3 前 2 項に定めるもののほか、教育委員会は、特に必要があると認める者については、入学選抜料又は入学金を減免することができる。

4 [略]

第 7 条 教育委員会は、特にやむを得ない理由により、第 2 条第 2 項又は第 3 項に規定する納付期限までに授業料等を納付することが困難であると認める者についてはその納付を猶予し、又は授業料若しくは保育料を納付することが困難であると認める者については月割額で分納させることができる。

2 [略]

第 8 条 第 6 条又は前条の規定により授業料等の減免若しくは納付の猶予又は授業料若しくは保育料の月割額による分納の措置を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるとこ

第 6 条 [略]

2 [略]

3 前 2 項に定めるもののほか、教育委員会は、特に必要があると認める者については、聴講料若しくは研究料又は入学選抜料若しくは入学金を減免することができる。

4 [略]

第 6 条の 2 高等専門学校において他の大学との間における授業科目等の履修に関する協定に基づき高等専門学校への入学を許可された科目等履修生については、授業料、入学選抜料及び入学金は、徴収しない。

第 7 条 教育委員会は、特にやむを得ない理由により、第 2 条第 2 項又は第 3 項に規定する納付期限までに授業料等を納付することが困難であると認める者についてはその納付を猶予し、又は授業料、聴講料、研究料若しくは保育料を納付することが困難であると認める者については月割額で分納させることができる。

2 [略]

第 8 条 第 6 条又は前条の規定により授業料等の減免若しくは納付の猶予又は授業料、聴講料、研究料若しくは保育料の月割額による分納の措置を受けようとする者は、教育委員会

ろにより、教育委員会に申請しなければならない。

- 2 第6条又は前条の規定により授業料若しくは保育料を減免され、又は授業料等の納付の猶予を受けた者は、当該減免又は納付の猶予の理由が消滅したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

第9条 虚偽の申請により第6条又は第7条の規定による授業料等の減免若しくは納付の猶予若しくは授業料若しくは保育料の月割額による分納の措置を受けた者又は前条第2項の届出を怠った者については、教育委員会は、当該減免若しくは納付の猶予又は月割額による分納の措置を取り消し、当該措置を受けた日又は許可の理由が消滅した日に遡って授業料等を徴収することができる。

規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

- 2 第6条又は前条の規定により授業料、聴講料、研究料若しくは保育料を減免され、又は授業料等の納付の猶予を受けた者は、当該減免又は納付の猶予の理由が消滅したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

第9条 虚偽の申請により第6条又は第7条の規定による授業料等の減免若しくは納付の猶予若しくは授業料、聴講料、研究料若しくは保育料の月割額による分納の措置を受けた者又は前条第2項の届出を怠った者については、教育委員会は、当該減免若しくは納付の猶予又は月割額による分納の措置を取り消し、当該措置を受けた日又は許可の理由が消滅した日に遡って授業料等を徴収することができる。

第11条 第6条第1項から第3項までの規定にかかわらず、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の規定による授業料及び入学金の減免については、この条及び教育委員会規則に定めるもののほか、同法及びこれに基づく命令の定めるところによる。

<p>第11条 [略]</p>	<p>2 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年度文部科学省令第6号。次項において「省令」という。）第15条第1項の規定により認定を取り消された者（同令第16条各号のいずれかに該当するものとして認定を取り消された者に限る。）に係る授業料又は入学金については、同令第16条各号に定める日に遡ってこれらを徴収するものとする。</p> <p>3 省令第11条第1項の規定による申請を行った者について、第2条第2項第1号及び第3項に規定する納付期限までに同令第11条第3項の規定による通知をすることができない場合において、第7条の規定により授業料又は入学金の納付を猶予するときは、第8条の規定は適用しない。</p> <p>第12条 [略]</p>
-----------------	---

（学校の授業料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 施行日前の期間に係る神戸市立工業高等専門学校の神戸市立学校の授業料等に関する条例第1条の授業料等については、なお従前の例による。

（職員の給与等に関する条例の一部改正）

- 5 神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 教育職給料表 (別表第3)</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p><u>エ 削除</u></p> <p>オ [略]</p> <p>(4)、(5) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1～11 [略]</p> <p>12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳(次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢)に達した日後における最初の4月1日(附則第14項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項</p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 教育職給料表 (別表第3)</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p><u>エ 教育職給料表(4)</u></p> <p>オ [略]</p> <p>(4)、(5) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1～11 [略]</p> <p>12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳(次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢)に達した日後における最初の4月1日(附則第14項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項</p>

から第5項まで、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) [略]

13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) [略]

(2) 令和5年旧職員定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員

(3)、(4) [略]

14～18 [略]

から第5項まで、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) [略]

(2) 令和5年旧職員定年条例第3条第4号に掲げる職員に相当する職員 63歳

13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) [略]

(2) 令和5年旧職員定年条例第3条第1号及び第3号に掲げる職員に相当する職員

(3)、(4) [略]

14～18 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア～ウ [略]

エ 削除

改正前

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア～ウ [略]

エ 教育職給料表(4)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円
以外の職員	1	169,500	209,300	251,500	324,400	462,500
	2	171,800	211,300	253,800	327,600	465,000
	3	174,100	213,300	256,100	330,800	467,500
	4	176,400	215,300	258,100	334,000	470,000
	5	178,500	217,100	260,000	337,300	472,500
	6	180,900	219,300	262,200	340,100	475,000
	7	183,300	221,500	264,300	342,900	477,500
	8	185,500	223,600	266,400	345,700	480,000
	9	187,700	225,700	268,300	348,600	482,400
	10	190,100	227,900	270,400	350,900	484,800
	11	192,500	230,100	272,500	353,300	487,200
	12	194,900	232,300	274,600	355,600	489,600
	13	197,500	234,400	276,500	357,800	491,700
	14	199,700	236,600	278,700	360,000	494,200
	15	202,000	238,800	280,800	362,200	496,700
	16	204,300	241,000	282,900	364,300	499,100
	17	206,600	243,200	284,800	366,200	501,300
	18	208,300	245,500	286,900	368,100	503,700
	19	210,100	247,800	289,000	369,800	506,000
	20	211,900	250,000	291,100	371,500	508,400

21	213,800	251,800	293,200	373,400	510,600
22	215,600	253,900	295,400	375,900	512,700
23	217,400	256,000	297,600	378,300	514,800
24	219,200	258,100	299,800	380,700	516,900
25	220,800	260,000	302,000	383,200	518,900
26	222,600	261,900	304,800	385,800	520,700
27	224,400	263,800	307,500	388,300	522,500
28	226,200	265,600	310,300	390,700	524,300
29	227,900	267,400	313,100	393,000	525,900
30	229,800	269,200	315,800	395,600	527,200
31	231,700	271,100	318,700	398,000	528,500
32	233,600	273,000	321,500	400,600	529,700
33	235,500	274,900	324,400	402,900	530,700
34	237,400	276,900	327,700	405,500	531,900
35	239,400	278,900	330,900	408,000	533,100
36	241,400	280,900	334,100	410,500	534,300
37	243,100	282,700	337,200	412,900	535,400
38	244,900	284,800	339,400	415,500	536,600
39	246,700	286,900	341,600	418,100	537,800
40	248,500	289,000	343,800	420,700	539,000
41	250,100	290,900	345,900	423,000	539,900
42	251,800	293,300	347,900	425,600	540,900
43	253,500	295,700	349,900	428,300	541,900
44	255,200	298,100	352,100	430,700	543,000
45	256,800	300,600	354,300	433,100	544,000
46	258,500	303,400	356,500	435,700	544,900
47	260,200	306,100	358,600	438,200	545,800

48	261,800	308,800	360,700	440,800	546,700
49	263,500	311,600	362,600	443,200	547,700
50	264,700	314,300	364,600	445,700	
51	265,800	316,900	366,600	448,200	
52	266,900	319,500	368,700	450,700	
53	268,000	322,100	370,500	453,200	
54	269,200	324,500	372,600	455,600	
55	270,300	326,900	374,500	458,000	
56	271,400	329,300	376,600	460,400	
57	272,500	331,700	378,300	462,800	
58	273,700	333,800	380,200	465,000	
59	274,900	335,800	382,100	467,200	
60	276,000	338,000	384,100	469,500	
61	277,100	339,700	385,900	471,500	
62	278,300	341,700	387,900	473,100	
63	279,700	343,700	389,800	474,700	
64	281,100	345,600	391,700	476,300	
65	282,300	347,500	393,600	478,000	
66	283,700	349,400	395,500	479,500	
67	285,000	351,400	397,400	481,100	
68	286,300	353,400	399,300	482,600	
69	287,500	355,300	401,100	483,700	
70	288,700	357,200	402,800	485,200	
71	289,900	359,000	404,500	486,700	
72	291,100	361,000	406,200	488,200	
73	292,300	362,700	407,800	489,400	
74	293,600	364,600	409,400	490,900	

75	294,900	366,600	411,100	492,400
76	296,100	368,500	412,700	493,800
77	297,100	370,200	414,200	495,100
78	298,400	372,100	415,700	496,500
79	299,600	374,000	417,200	498,000
80	300,900	375,900	418,800	499,400
81	302,100	377,300	420,500	500,800
82	303,300	379,100	422,000	501,900
83	304,500	380,900	423,500	503,000
84	305,800	382,800	425,000	504,100
85	307,000	384,400	426,500	505,100
86	308,300	386,300	427,700	506,200
87	309,600	388,100	428,800	507,300
88	310,900	389,900	429,900	508,400
89	311,800	391,600	430,800	509,300
90	312,800	393,300	431,900	510,300
91	313,900	395,000	433,000	511,400
92	314,900	396,800	434,100	512,500
93	316,100	398,300	435,000	513,400
94	317,000	400,000	436,000	514,300
95	317,900	401,800	437,000	515,000
96	318,800	403,500	438,000	515,800
97	319,700	405,100	438,900	516,500
98	320,500	406,100	439,700	517,300
99	321,400	407,100	440,500	518,100
100	322,300	408,100	441,000	518,900
101	323,200	408,900	441,400	519,500

102	324,000	409,700	442,000	520,300
103	324,800	410,500	442,600	521,000
104	325,600	411,300	443,200	521,700
105	326,200	411,900	443,700	522,200
106	326,900	412,400		522,900
107	327,400	413,100		523,600
108	328,100	413,800		524,300
109	328,600	414,500		524,900
110		415,200		525,500
111		415,900		526,200
112		416,500		526,900
113		417,300		527,600
114		417,900		528,200
115		418,500		528,800
116		419,100		529,400
117		419,700		529,900
118		420,400		530,500
119		421,000		531,000
120		421,700		531,500
121		422,100		532,100
122				532,700
123				533,300
124				533,900
125				534,300
126				535,300
127				536,300
128				537,300

	129				538,300
再任用職員		241,500	292,500	314,100	396,100

備考 この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、准教授、講師、助教及び  
助手に適用する。

オ [略]

オ [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p>別表第6 級別基準職務表（第3条関係）</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 削除</u></p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p>別表第8 フルタイム会計年度任用職員の職務の級（第4条関係）</p>	<p>別表第6 級別基準職務表（第3条関係）</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 教育職給料表(4)級別基準職務表</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td>高等専門学校<small>の</small>助教又は助手の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td>高等専門学校<small>の</small>講師の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td>高等専門学校<small>の</small>准教授の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 級</td> <td>高等専門学校<small>の</small>教授の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 級</td> <td>高等専門学校<small>の</small>校長の職務</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7)～(9) [略]</p> <p>別表第8 フルタイム会計年度任用職員の職務の級（第4条関係）</p>	職務の級	基準となる職務	1 級	高等専門学校 <small>の</small> 助教又は助手の職務	2 級	高等専門学校 <small>の</small> 講師の職務	3 級	高等専門学校 <small>の</small> 准教授の職務	4 級	高等専門学校 <small>の</small> 教授の職務	5 級	高等専門学校 <small>の</small> 校長の職務
職務の級	基準となる職務												
1 級	高等専門学校 <small>の</small> 助教又は助手の職務												
2 級	高等専門学校 <small>の</small> 講師の職務												
3 級	高等専門学校 <small>の</small> 准教授の職務												
4 級	高等専門学校 <small>の</small> 教授の職務												
5 級	高等専門学校 <small>の</small> 校長の職務												

給料表の種類	職務の級	給料表の種類	職務の級
[略]	[略]	[略]	[略]
教育職給料表(3)	[略]	教育職給料表(3)	[略]
[略]	[略]	教育職給料表(4)	1級及び2級
[略]	[略]	[略]	[略]

(職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 前項の規定による改正前の神戸市職員の給与等に関する条例(以下「旧給与条例」という。)の規定は、施行日前において旧給与条例第3条第1項第3号エに規定する教育職給料表(4)の適用を受けていた職員の施行日前の勤務に係る給与については、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

- 7 神戸市職員の定年等に関する条例(昭和59年3月条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)	(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)
第6条 [略]	第6条 [略]
2 前項の規定にかかわらず、 <u>別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師</u> は、同項の	2 前項の規定にかかわらず、 <u>次に掲げる職</u> は、同項の条例で定める職から除くものとする。

条例で定める職から除くものとする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第2項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

附 則

1、2 [略]

(定年に関する経過措置)

3 [略]

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条各号に掲げる職員であつて、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する定年とする。

(1) 令和4年改正条例による改正前の第3条第1号に掲げる職員につ

(1) 別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師

(2) 工業高等専門学校の学校長

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第2項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。ただし、工業高等専門学校の高等専門学校主事の管理監督職勤務上限年齢は、年齢63年とする。

附 則

1、2 [略]

(定年に関する経過措置)

3 [略]

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条各号に掲げる職員であつて、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する定年とする。

(1) 令和4年改正条例による改正前の第3条第1号及び第3号に掲げ

いては、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

(2) 令和4年改正条例による改正前の第3条第2号に掲げる職員については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条第1号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供

る職員については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

(2) 令和4年改正条例による改正前の第3条第2号及び第4号に掲げる職員については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条第1号及び第3号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年（第7条ただし書に掲げる職を占める職員にあつては年齢63年。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当

及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（手数料条例の一部改正）

8 神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 修学又は学業成績に関する証明 (高等学校に限る。) 1件につき 300円</p> <p>(5)～(158) [略]</p>	<p>(手数料)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 修学又は学業成績に関する証明 (高等学校及び高等専門学校に限る。) 1件につき 300円</p> <p>(5)～(158) [略]</p>

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

9 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(教育委員会職員手当)</p> <p>第37条 教育委員会職員手当は、次の各号に掲げる業務に従事する者に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 校長、園長、教頭、主幹教諭、</p>	<p>(教育委員会職員手当)</p> <p>第37条 教育委員会職員手当は、次の各号に掲げる業務に従事する者に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 校長、園長、<u>教授、准教授</u>、教</p>

教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭又は実習助手であって、教育委員会事務局又は学校以外の教育機関に勤務するものが行う指導主事の職務（これに類する職務であって教育委員会が定めるものを含む。） 月額89,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額

(2) [略]

(3) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の職員が行う心身に著しい負担を与えると認められる緊急業務その他の非常災害等の緊急業務、修学旅行等の引率指導、部活動指導のための休日出務若しくは入試監督又はこれらに類する業務であって教育委員会が定めるもの 勤務1回につき8,000円（被害が特に甚大な非常災害時の際に、心身に著しい負担を与えると認められる業務であって教育委員会規則で定めるものに従事する場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額

頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、助教、助手又は実習助手であって、教育委員会事務局又は学校以外の教育機関に勤務するものが行う指導主事の職務（これに類する職務であって教育委員会が定めるものを含む。） 月額89,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額

(2) [略]

(3) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校又は高等専門学校の職員が行う心身に著しい負担を与えると認められる緊急業務その他の非常災害等の緊急業務、修学旅行等の引率指導、部活動指導のための休日出務若しくは入試監督又はこれらに類する業務であって教育委員会が定めるもの 勤務1回につき8,000円（被害が特に甚大な非常災害時の際に、心身に著しい負担を与えると認められる業務であって教育委員会規則で定めるものに従事する場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額

(4)～(6) [略]

(4)～(6) [略]

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 前項の規定による改正前の神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「旧手当条例」という。)第37条第1項第1号及び第3号の規定は、施行日前において同条第1号及び第3号に規定する業務に従事する職員であった者の施行日前の勤務に係る教育委員会職員手当については、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

#### 理 由

義務教育学校八多学園の設置及び神戸市立工業高等専門学校<sup>（一）</sup>の公立大学法人神戸市外国語大学への移管等を行うに当たり、条例を改正する必要があるため。